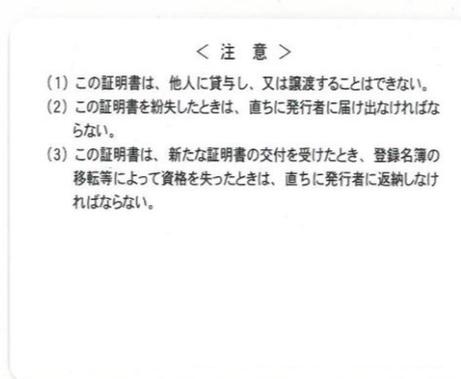


## 【介護支援専門員の資格管理等について】

### ◎ 介護支援専門員証の交付

- 実務研修修了後、「介護支援専門員の登録 兼 介護支援専門員証交付申請書」の提出により、介護支援専門員として登録され、当課にて「介護支援専門員証」を作成し、皆様のご自宅に送付します。



- 専門員証の登録日及び交付日は、申請書到達の翌月初日となります。それ以降から業務に従事していただくことが可能です。
- 研修の最終日に、「介護支援専門員（仮）登録番号」という書類をお渡ししますので、専門員証が届くまでの間はその書類で代用してください。（交付申請書の提出がなされていない場合は、介護支援専門員として業務を行うことはできません。）

### ◎ 介護支援専門員登録番号（8桁）

- 登録番号は個人ごとに固有の番号となっております。  
「初めの2桁」：実務研修を受講した都道府県番号  
「次の2桁」：実務研修受講年度  
「下4桁」：個人ごとの識別番号  
今後、県へ問い合わせをされる場合は、この番号をお知らせください。

### ◎ 登録事項の変更等

- 介護支援専門員証に記載されている情報については、福岡県が管理しています。このデータは、厚生労働省が所管するサーバーにも保管されており、全都道府県がオンラインでつながっています。
- 今後、氏名や住所が変更になった場合は、必ず福岡県に届出を行ってください。氏名が変わった場合は、専門員証を作り替える必要があり、手数料が必要になります。住所のみが変わった場合は、届出のみ行ってください。
- 住所氏名変更のほかに、他の都道府県に転居した場合は、登録県自体を変更する「登録移転申請」というものがあります。  
介護支援専門員証は全国どこでも使用可能であり、登録県を移転するかどうかは本人と、移転先の都道府県の判断となります。  
他の都道府県に転居した場合は、一度当課に連絡をお願いいたします。

◎ 介護支援専門員証の有効期間・各種研修等について

- ・ 介護支援専門員証には5年間の有効期間が設けられており、期間を更新するためには、有効期間が切れる前に更新研修を修了し、新しい専門員証の交付を受ける必要があります。
- ・ 更新研修申込時に介護支援専門員の業務経験がある方は、経験者向け更新研修である「更新研修前期・後期」を受講することとなります。  
更新研修申込時に介護支援専門員の業務経験がない方は、「未経験者向け更新研修」を受講することとなります。  
更新研修は年に1回しか実施しておりません。現在は、福岡県が研修対象者に研修案内を送付しておりますが、研修受講時期は自身で責任を持って管理し、受講を失念することがないように、福岡県のホームページの研修案内にて随時確認してください。例年、4月上旬に当該年度の研修案内を掲載しています。  
皆様方の有効期限は令和11年（2029年）までとなりますので、更新研修の受講は令和10年度（2028年）となります。
- ・ 介護支援専門員として実務に従事しており実務経験が6か月以上になると「専門研修課程Ⅰ」を受講することができ、実務経験が3年以上になると「専門研修課程Ⅱ」を受講することができます。  
この研修は更新研修として取り扱うことができます。
- ・ 更新研修を受講せず、有効期間が過ぎてしまった場合は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。ただし、資格自体が無効となる訳ではないので、「再研修」を受講すれば、再び5年間の有効期間が付与されます。  
**更新研修を受講しないまま有効期間が経過し、有効な介護支援専門員証の交付を受けていない状態で業務に従事した場合は、介護支援専門員の登録が削除となります。**登録が削除された場合は、作成したケアプランは全て無効となります。これにより、何千万円もの報酬返還が生じる場合もありますので、ご自身で責任を持って管理してください。
- ・ 主任介護支援専門員の研修を受講するためには、「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」又は「更新研修前期・後期」を受講していることが要件となります。